

## 会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 議案第25号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林 章君）

改めまして、おはようございます。

それでは早速、議案第25号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてご説明いたします。

議案書1ページから3ページになります。また、別冊の補足資料1ページも併せてご覧ください。

本案は、令和6年度から導入される国税である森林環境税の賦課徴収について、市町村において、地方税である個人住民税均等割と併せて行うとされたため、共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加える必要があり、青

森縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森縣市町村総合事務組合規約の変更については、関係地方公共団体の協議により定めることとされていることから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

3ページをご覧ください。

改正内容については、別表第2第10号イの項中、徴収金の下に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金を加えるものであります。

附則は施行日を令和6年8月1日とするものであります。

以上で議案第25号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更については原案のとおり決することにいたしました。

次に、日程第3 議案第26号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (澤口俊博君)

議案第26号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

今般の改正は、関係条例の改正に伴い課税事務に支障を来さないよう改正するものであります。

議案書5ページをお開き願います。説明補足資料は2ページから4ページまでとなります。

第2条第1項表中及び第2項の改正は、改正された内容を反映させたもの及び関連する法律等の項ずれ等を改めるものであり、議案書6ページに進みまして、同条第3項及び第6条第3項の改正は、農業災害補償法を農業保険法へと改める改正となります。

また、別記様式第1号、同第2号、第3号までの改正は、旧元号である平成を削除するもので、今後の改元の際にも柔軟に対応できるようにするためのものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

なお、本条例案における特別災害の定義でございますが、本条例第1条第2項の規定によれば、特別災害とは災害救助法が適用された災害、また、同法の適用に至らない災害で、青森県が援護することを要すると認めた災害、その他、六戸町の区域内に広範囲に発生した災害で、町長が指定した災害との定めがあります。

災害救助法が適用された具体的な例といたしましては、記憶に新しいところでは、今年1月に発生した能登半島地震があり、ほかにも台風災害、あるいは梅雨前線による大雨被害、

大雪による同法の適用などがございます。

以上で議案第26号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第27号 六戸町環境美化条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

議案第27号 六戸町環境美化条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書7ページからになります。併せて、別冊の説明補足資料4ページ、新旧対照表もご覧ください。

本条例案は、環境美化に対する理念に継続性を持たせ、地域課題に対応できるよう、所要の改正を行うものであります。

議案書8ページをご覧ください。

今回の主な改正内容は、第1条中に、「持続可能な」という文言を付け加え、本条例の理念に継続性を持たせることといたしました。

第5条では、地域課題となる、いわゆるごみ屋敷を新たに定義し、指導または勧告などの条例に基づく対応が可能となるようにいたしました。

9ページ、第23号では、新たに代執行を定義し、今後想定される生活環境の悪化を招くような事案について、対応が可能となるようにいたしました。

附則は施行の期日を定めるものであります。

以上で議案第27号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 六戸町環境美化条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第28号 令和6年度六戸町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (吉田英輔君)

議案第28号 令和6年度六戸町一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書10ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額に4,163万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億6,263万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、別冊の令和6年度補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。ご準備をお願いいたします。

3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金に県の補助事業廃止により、元気な地域づくり支援事業費補助金を405万5,000円減額計上。5目商工費県補助金に県核燃料物質

等取扱税の税率引上げに伴う市町村への配分見直しにより核燃料物質等取扱税交付金を5,022万9,000円増額計上。6目教育費県補助金に学校における働き方改革推進事業費補助金の交付決定により478万7,000円を新たに計上いたしました。

19款繰入金、1項基金繰入金は、予算調整により1,582万9,000円を減額計上。

21款諸収入、4項雑入は、3町内会の備品整備事業の採択によりコミュニティ助成事業交付金650万円を新たに計上いたしました。

5ページをお開き願います。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、会計年度任用職員の人件費のほか、11節役務費に職員採用のための求人広告料として33万円を増額計上。13節使用料及び賃借料に会議音声等をテキスト化する議事録作成用生成AI使用料として9万9,000円を増額計上。14節工事請負費に故障による更新のためのサーバー室エアコン設置工事ほかで72万6,000円を新たに計上。17節備品購入費に故障による更新のためのAEDほかで39万1,000円を増額計上いたしました。10目まちづくり推進費は、18節負担金補助及び交付金に一般コミュニティ助成事業補助金として歳入と同額の650万円を増額計上いたしました。

6ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、27節繰出金に事業との関連により国民健康保険事業特別会計繰出金として24万8,000円を増額計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費は、22節償還金利子及び割引料に墓地の返還に伴う霊園使用料返還金として11万5,000円を新たに計上いたしました。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費は、17節備品購入費に故障による更新のためのメイプルふれあいセンターで使用するガスレンジほかで30万1,000円を増額計上いたしました。

7ページをご覧願います。

8款土木費、4項都市計画費、3目公園費は、12節委託料に社会資本整備総合交付金の申請等に必要となります、都市公園費用対効果分析業務ほかで591万8,000円を増額計上いたしました。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、核燃料物質等取扱税交付金の歳入増額に伴う十和田地域広域事務組合消防特別会計負担金に対する財源の調整でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、17節備品購入費に故障による更新のた

めの教職員用パソコンほかで18万9,000円を増額計上いたしました。

8 ページをお開き願います。

3 項中学校費、1 目学校管理費、17 節備品購入費は、故障による更新のための教職員用パソコンほかで36万1,000円を増額計上。5 項社会教育費、1 目社会教育総務費は2 節給料から4 節共済費までは人事配置の変更に伴い人件費を調整し、13 節使用料及び賃借料に遺跡調査件数が予定数を上回ったことにより、機材借上料を19万8,000円増額計上いたしました。

3 目図書館費は、学校図書室としての利用を想定した新たな図書館システムを導入するほか、システム導入に係る視察旅費等で、目の計で786万5,000円を増額計上いたしました。

9 ページをご覧願います。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費は、人事異動に伴う人件費の調整のほか、18 節負担金補助及び交付金にスポーツ推進委員の増員に伴う各種負担金として2,000円を増額計上。

6 目国民スポーツ大会事業費は、時間外手当のほか、視察旅費として目の計で101万6,000円を計上いたしました。

以上で議案第28号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本議員。

11 番（山本 実君）

説明書の6 ページですが、4 款衛生費、4 目環境衛生費について確認をしたいと思うんですが、この説明の中に霊園使用料返還金11万5,000円とありますが、これは永代使用料の返還という理解でよろしいのか、説明いただきたいと思います。

議 長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

ただいまの質問にお答えいたします。



使用料は、その霊園の永代使用料ということでよろしいです。  
以上になります。

議 長（下田敏美君）  
山本議員。

1 1 番（山本 実君）

分かりました。これ、永代使用料の金額の一部を返還するという理解でよろしいのか、答  
弁願います。

議 長（下田敏美君）  
町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

規定によりますと、新たに購入してから5年以内に返還を希望された方は、使用料の5割  
を支払いするということになります。今回はその5割分の返還ということになります。  
以上です。

議 長（下田敏美君）  
山本議員。

1 1 番（山本 実君）

大変よく分かりました。ついでと申し上げては何ですけれども、お分かりになっていたら  
お知らせいただきたいんですが、あとどのぐらいの区画が残っているのか。今分かっていたら  
っしゃったら答弁いただきたいと思います。

議 長（下田敏美君）  
町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

申し訳ございません。今、手元に資料がございませんので、調査の上お答えしたいと思います。

以上になります。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 令和6年度六戸町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第29号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

議案第29号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書13ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に90万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,599万5,000円とするものであります。

その補正内容は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の取り組みとして、健康保険証を更新する際にマイナンバーの下4桁を通知するための事業費となります。

令和6年度補正予算に関する説明書17ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

上段の4款国庫支出金、1項国庫補助金は対象事業費の補助金で66万円を増額。下段の7款繰入金、1項他会計繰入金は24万8,000円を増額計上。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は対象経費の委託料ほかで、目の計で90万8,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第29号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 発議第2号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 発議第3号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 (午前10時29分)

再開 (午前10時30分)

議 長 (下田敏美君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長。

町民課長 (佐藤良一君)

先ほどの霊園の区画の数を報告いたします。

全体の区画数は114区画です。今使用されている区画というのが51区画です。そして未使用が63区画となっております。

以上です。

議 長 (下田敏美君)

以上で、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第4回六戸町議会定例会を閉会いたします。

起立願います。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

閉会 (午前10時30分)